

## 組織の内部者からの法令遵守(コンプライアンス)相談窓口 利用協定書

利用申込者\_\_\_\_\_を甲、埼玉弁護士会を乙として、甲と乙は、乙が開設する「組織の内部者からの法令遵守(コンプライアンス)相談窓口」(以下「本制度」という)の利用について、以下のとおり利用協定を締結する。

### (目的)

第1条 本制度は、組織(甲)の内部者が、甲との間で抱く疑問や問題について、乙の会員弁護士が当該内部者からの相談を受けてその解決を図ること、これにより、甲が自ら相談窓口を設置するには、甲にとって人的・経済的に多くの負担を伴うことや内部者との間で利害相反の問題も生じうること、あるいは、内部者にとって甲の担当者に相談することに躊躇をおぼえがちなことなど、甲と内部者双方の負担を解消しつつ、甲の法令遵守(コンプライアンス)を充実させることを目的とする。

### (本制度を利用できる内部者とは)

第2条 本制度を利用できる組織の内部者とは、甲の従業員、役員、構成員、会員、生徒等、若しくは、過去にこれらの者であり本制度利用申込みの時点で組織を離れて1年以内の者とする。

2 前条の目的に照らし、組織から内部者に向けた問題、内部者同士の問題、内部者では無い者からの相談は、この制度で取り扱わない。

### (本制度の内容)

第3条 本制度には、法律相談型と示談あっせん型と公益通報窓口型を設ける。いずれを利用するかは内部者が選択する。

### (法律相談型の運用方法)

第4条 甲の内部者は、甲に関する法的問題につき、本協定締結の日から1年間の契約期間中、1人当たり3回まで無料で法律相談の利用を申し込むことができる。本協定が更新された場合も同様とする。

2 乙は、前項の申し込みがあった場合、法律相談担当弁護士を配点し、通常法律相談を行う。

3 内部者は、法律相談担当弁護士に、甲を相手方とする事件の依頼をすることもできる。

4 乙及び法律相談担当弁護士は、法律相談について、内部者に対して守秘義務を負う。この関係上、乙及び法律相談担当弁護士はこの制度の利用の有無や内容等を甲に開示しない。

### (示談あっせん型の運用方法)

第5条 甲の内部者は、甲との間の法律上の紛争につき、示談あっせん手続の利用を申し込むこ

とができる。

- 2 乙は、前項の申し込みがあった場合、示談あっせん担当委員を選定し、担当委員が甲と当該申し込みをした内部者の双方から事情を聞いて、早期かつ簡便に当該内部者の抱く疑問や問題を解決できるよう、かつ、甲の法令遵守（コンプライアンス）が十分なものになるよう留意しつつ、示談あっせんを行う。
- 3 示談あっせんの運用は、本協定に特別の定めがある場合を除き、埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター規則に則って行う。

#### （公益通報窓口型）

第6条 甲は、本制度を利用することにより、乙を公益通報者保護法第2条1項本文に定める「労務提供先があらかじめ定めた者」に指定することができる。この場合、乙は公益通報の窓口となり、本条2項以下が適用される。

- 2 甲の内部者は、甲の指定窓口としての乙に対し、甲についての公益通報をすることができる。
- 3 前項の公益通報がされた場合、乙は、当該公益通報をした内部者から公益通報内容を聴取し、内部者からの通報を受け付けた日から7日（最終日が祝休日の場合はその翌日）以内に、甲に対して、当該聴取事項を記載した通報事項通知書を発送する。
- 4 内部者が、公益通報をする際に甲に対して秘匿を希望する事項があることを乙に明示した場合、乙は甲に対し、当該事項については通知しない。甲に対して内部者の氏名及び連絡先を通知しない場合、当該通報の処理が終了するまでの間、乙が、甲と通報者との連絡の窓口となる。
- 5 内部者が、匿名による通報を希望した場合、甲は乙に対し、前記3項の通知を受領してから10日以内に、通報事案について調査を行うか否か、行わない場合はその理由を報告しなければならない。乙はその結果を当該内部者に伝達する。
- 6 乙は、本制度の公益通報で、通報内容の調査や是正措置の策定を行うものではない。
- 7 乙は甲に対し、内部者から通報を受け付けたことに関し、本協定に定めるほか、何ら責任を負わない。

#### （各型の利用について）

第7条 内部者は、上記3つの型をその性質に反しない限り重疊的に利用することができる。

#### （甲の責務）

第8条 甲は、本制度を利用できることと利用の方法を、甲の内部者に向けて周知し、もしくは、甲の内部者が容易に知りうる手段を講じなければならない。

- 2 甲は、内部者が本制度を利用し、あるいは利用しようとしたことをもって、その者やそれに関連する者を不利益的に取り扱ってはならず、かつ、これらの者から、本制度の利用の有無や担当弁護士に話した内容等を聞き出そうとしてはならない。ただし、公益通報窓口型において、

甲が通報事実に関する調査や是正措置策定のために必要な範囲に限り内部者から事情を聴取することはできる。この場合でも、内部者を不利益的に取り扱うことは許されない。

- 3 内部者が示談あっせん型を選択したとき、甲は、乙の行う示談あっせんに参加しなければならない。ただし、示談を成立させる義務まで負うものではない。
- 4 甲は、反社会的勢力又はこれに準ずる者ではなく、それと関係を有していないことを表明して保証する。

(契約期間)

第9条 本協定の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日から1年間とし、甲乙のいずれかまたは双方から更新しない旨の申し出が無い限り、1年ごとの自動更新とする。

(甲の支払う利用料金)

第10条 甲は、協定の締結時または更新時（自動更新を含む）における内部者の人数を乙に申告し、前条の有効期間が始まる前に、別表に従って年間利用料を一括で乙に支払う。

- 2 本制度による示談あっせん手続が開始されたとき、甲は乙へ個別手続開始費用として1件あたり11万円（消費税込み）を支払う。
- 3 示談あっせん型において、甲と内部者との間で示談が成立した場合、前項とは別に、甲は乙へ成立手数料を支払う。成立手数料の額は原則として11万円、22万円、33万円のいずれか（消費税込み）とし、金額は乙の示談あっせん・仲裁センターが事案の軽重に応じて定める。但し、経済的利益が非常に大きい場合、別途成立手数料を定める場合がある。
- 4 公益通報窓口型において、内部者からの通報を乙が甲に通知した場合、甲は乙へ公益通報窓口委託費用として通知1件あたり3万3千円（消費税込み）を支払う。
- 5 甲の内部者が、法律相談型を選択した場合、乙はその者のために無料で法律相談を行う。
- 6 乙は、本協定の内容を変更することができる。協定内容を変更する場合、乙は、甲に対し、本協定内容を変更する旨、変更後の協定内容、及びその効力発生時期を通知する。第11条1項による解約がなされずに当該効力発生時期が到来した時、本協定は当然に通知した協定内容に変更される。

(解約)

第11条

甲は、契約期間中といえども、本協定を解約することができる。ただし、示談あっせん型が係属している場合は、この手続まで終了させることはできず、その限りで本協定は存続する。

- 2 乙は、甲が本協定に違反したとき、これを解約することができる。
- 3 原則として、理由の如何を問わず、期間途中で本契約が解約となった場合、甲は乙に対し、支払い済みの利用料金の返還を求めることはできない。ただし、第10条第6項に規定する協

定内容変更の通知到達後その効力発生時期までの間に甲が本契約を解約した場合は、乙は甲に対し、解約日の翌日以後の利用料金を返還する。

(疑義が生じた場合)

#### 第12条

本制度利用に関し当事者間に疑義が生じた場合、乙は示談あつせん・仲裁センターで検討を行うこととし、甲と内部者はそれに従う。

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

甲



乙

埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目7番20号  
埼玉弁護士会  
会長



#### 別表

ランク	内部者の人数(人)	年間利用料(円)・消費税込み
1	～ 19	77,000
2	20 ～ 99	110,000
3	100 ～ 299	165,000
4	300 ～ 499	220,000
5	500 ～	330,000